

交通事故の後遺症は、言語障害、

手話裁判の闘い映像に

交通事故で手話が不自由になったのは言語障害に当たるとして、損害賠償を求めた中川区の主婦の裁判をテーマに、映像作家の今村彩子さん(三)がドキュメンタリーを制作した。勝訴判決から二年を機に開く二日目の集いで、市内で初めて上映する。

(目下部弘太)

緑区の今村さん制作

主婦は大矢貴美江(江)さん、読み込んで裁判に通き、リハビリに励む姿を撮影。手話はもちろん、

○四年七月に一変した。乗用車にはねられ、左手の首が返らず、小指も曲げにくくなるなどして手話に大きな影響が出た。だが損害保険会社は手話については後遺障害を認めず、大矢さんは○八年一月、一千六百万円の損害賠償を求め、名古屋地裁に提訴した。

今村さんは聴覚障害者で、これまでに二十本ほどの作品を撮ってきた。県聴覚障害者協会の会報で裁判のことを知り、協会を通じて大矢さんに連絡。資料



手話で語り合う大矢貴美江さん(左)と今村彩子さん(右)。中央は大矢さんの夫達哉さん＝中区の市女性会館で

中川の主婦勝訴1年 中区で20日上映

ん、日常生活全般にわたる大矢さんの闘いを二十五分にまとめた。○九年十一月の判決では、「手話は健聴者の言葉に相当する」と認め、加害者側に千二百万円の支払いを命じた。「勝てるとは思っておらず、裁判中はずっと不安だった。成果は大いにあった」と大矢さんは胸を張る。一方、完成した作品の出来栄は、「やっぱり、恥ずかしいというのが一番にくる」と苦笑い。今村さんは「大矢さんの気持ちに寄り添って撮った。ほかの障害にも当てはまる問題。ぜひ障害のない人にも見てほしい」。

二十日のイベントは、市聴覚障害者協議会が中区の市女性会館で午後二時から開く。作品上映のほか、大矢さんと夫の達哉さん、今村さんが裁判を通して感じたことを話す。参加費千円。手話通訳、要約筆記がある。○同会の西川会長(フ)アックス(791)9802